税務関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和２年１０月９日（金）　午後１時３０分～午後２時４０分
２　会　場　愛知県自治センター４Ｆ　大会議室
３　当番市　尾張旭市
４　出席者
　県…総務局総務部市町村課　税政グループ　課長補佐　伊藤　彰浩
　　総務局総務部市町村課　税政グループ　主任　　野々山　翼
　市…名古屋市　税務システム再構築・事務改善 主幹　木村 真治始め 38 名
　市長会事務局…行政係長　園田　一樹
　　財政係長　渡辺　加奈子
５　内容
⑴　**開　　会**　市長会事務局　財政係長　渡辺　加奈子

⑵　**あいさつ**　愛知県総務局総務部市町村課　税政グループ
　課長補佐　伊藤　彰浩
　愛知県総務局総務部市町村課　税政グループ
　主任　野々山　翼

〇みなさんこんにちは。日ごろから適正な税務行政にご尽力いただきありがとうございます。本日は、昨今の情報提供やお願いをさせていただきたいと考えている。

４月に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制改正が行われた。

大きなもので 2 点ある。ひとつは、償却資産および事業用家屋にかかる固定資産税及び都市計画税の軽減措置。これは、厳しい経営環境にある中小事業者に対し、来年度 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋にかかる税及び都市計画税の課税標準を軽減するもので、具体的にＲ2 年 2 月～10 月までの任意の 3 か月間の売り上げが、前年度に比べて 30%以上減っている人には 2 分の 1、50%以上減少している人には全額を減免するものである。このように固定資産税の減免については、非常に稀であり、過去にもなかったのではないかと思う。

すでに、中小事業者からは各市へご相談等があるとは思うが、申請期限が令和 3 年 1 月 31 日までとなっている。これは、非常に社会的に関心の高い制度と思うので、申告の受付に際しては、十分なご準備をお願いいたしたい。

もうひとつは、徴収の猶予制度の特例について。これは、相当な収入の減少があって納税が困難な納税者に対して、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予するもので、本年 4 月から開始されている制度で 2 月 1 日まで申請が可能な状

況となっている。こちらについても、適切な事務をお願いしたい。

参考までに、県下全市町村において 8 月末までに約 6000 件強の申請があり、政令市もあるので規模が大きいが、約 93 億円が、徴収猶予となっている状況となっているので、ご承知おきをお願いしたい。

なお、1 部の団体については、今回の特例による一時的な減収に対応するための猶予特例債の活用を検討しているところもある。猶予特例債を発行する際には、実際の減収額、猶予額はどのくらいあるのかというのは非常に重要となってくるので、猶予特例債を活用する際には、財政担当課と情報共有をお願いしたい。

最後に、令和 3 年度の税制改正について、今回は 3 年に 1 度の固定資産税の評価替えが予定されている。現状のコロナ禍において、特に商業地の負担軽減措置について、与党自民党公明党の税制調査会等において検討されるのはないかと報道されている。

あと 2 ヵ月ぐらいで税制大綱が出るとは思うが、今後の状況を良く注視していただきたい。また、県からも情報が入り次第、情報提供する。

本日の会議では、活発な意見交換により、今後の税務行政に資する栄えあるものとなるよう祈念してあいさつとさせていただく。

⑶　**議　　題**　議長：尾張旭市総務部税務課長　小林　亨

議題１　申告相談受付における新型コロナウイルス感染症対策について

（岡崎市提出）

（岡崎市趣旨説明）

申告相談受付会場における新型コロナウイルス感染症対策として、色々な物理的対策は、会場の規模に応じ、できる範囲での対応になると思われる。

また、受け付ける申告内容については、税務署との調整で決まっていくと思う。その中で、特に、会場の混雑緩和、混雑状況の「見える化」ができないかと思い、議題として提出させていただいた。

●議長による各市回答状況の説明

（１）期間について

２月中のみの開催期間などさまざま

（２）開催時において講じる対策

アクリル板の設置など飛沫感染防止策・間隔をあけて密を回避する　など

（３）順番待ち対策

一定時間以上待ちが予想される場合にはいったん会場を出てもらう、受付番号により時間を指定する、予約制で受付する　など

（４）会場で発生した場合　→　消毒を実施し、一定期間閉鎖する
　　会場外で発生した場合　→　継続する　がほとんど
（５）申告種類は、A 申告がほとんど
（６）周知方法、広報紙、ホームページ、チラシ　など

●各市より回答についての補足説明　→　なし

●回答に対する質問
・岡崎市　→　春日井市及び豊川市
住民税試算システムの利用状況についてどれぐらい利用があるかお伺いしたい。
＜春日井市＞名古屋市に続いて、昨年度導入したが、ほとんど利用実績はなかったが、窓口受付けの際に、サイトを利用して、職員が活用した（申告書類のプリントアウト)。今年度は事前に郵便で送る際に、もっと周知に努めたい。
＜豊川市＞今年度予算がついて１１月から運用開始の予定だったが、新型コロナウイルスの影響による業者都合で１２月に延びた。このシステムを利用してプリントアウトしたものの提出を想定している。また、問い合わせの多いふるさと納税の上限額計算・所得税の試算にも活用できるので、自分で計算を行うよう周知していきたい。
・東海市　→　一宮市
＜東海市＞受付予約をネットで行うことについてホームページで拝見したが、効果はあったのか？
＜一宮市＞
　平成３０年度からインターネットで待ちの状況を確認できるシステムを導入している。昨年度は、待ちの状況確認だけでなく当日の順番予約ができるシステムを導入した。１日に来場するおよそ２５０人の内、利用者は数人から十数人といったところであった。
人数が伸びなかった原因は、時間指定ができない、当日分しか予約できない点ではないかと考えている。
　また、インターネットを利用できる人は限られていることもあり、今年度はそれを踏まえてインターネットと電話を併用して対応する。
・高浜市　→　各市
新型コロナウイルスを不活性化する空気清浄機の申告会場への導入予定がある市はあるか？
⇒知多市のみ予定あり

●愛知県からのコメント（野々山主任）

申告相談受付については、税務署と市町村間で十分な対策をして進めていただきたい。会場の閉鎖という事態を招かないように十分な配慮をお願いしたい。

議題２　令和３年度歳入予算の積算について（豊明市提出）

（豊明市趣旨説明）

新型コロナウイルス感染症の影響で例年通りの予算積算はできないと考えている。リーマン・ショック時を参考にされる市が多いと思われるが、その他積算にあたって参考にされるものがあればご教授いただきたい。

●議長による各市回答状況の説明

リーマン・ショックの影響（下落率）を加味する（特に個人市民税、法人市民税）市がほとんど

●各市より回答についての補足説明　→　なし

●回答に対する質問　→　なし

●愛知県からのコメント（伊藤課長補佐）

非常に難しい予算編成を迫られることは市町村課も承知している。

総務省が出した令和３年度地方財政収支の仮試算では、「地方税」は前年度比マイナス 6.8%として財務省と今後予算折衝していくとのことである。

愛知県の特徴として法人住民税の割合が高い自治体がある。そのため、今年の交付税算定では愛知県内で全国より落ち込み幅が１～２％上回って落ちているところである。

各市に企業がどのくらいあるかによって数字は大きく違ってくると思う。国全体の流れに加え、各市の状況も見定めつつ積算せざるを得ないと思う。愛知県も財政グループから、適宜情報提供をさせていただくが、各市も財政部局との連携を駆使して的確な情報をつかんでいただければよいと考えている。

議題３　新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和３年度の固定資産税の軽減措置について（あま市提出）

（あま市趣旨説明）

（１）特例措置を受けるために「認定経営革新等支援機関等」の証明が必要とある

が、「等」についてその範囲をどこまで認めるかご教示いただきたい。
中小企業庁 HP の「認定経営革新等支援機関等」一覧には、税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、青色申告会、商工会、最後に「など」として例示されている。今後状況に応じて随時追加する予定とされている。関連帳簿に記載されている内容が理解できると認められる者であれば、一覧に例示されている者以外の証明でも受付可能なのか疑問に思った。
⑴ については、本市の市議会議員から議会で、「認定経営革新等支援機関等」の証明が必要であるという法的根拠を質問された。
　地方税法や税条例にそのような規定はないように思う。また申告書様式についても、中小企業庁の HP には「様式例」として示されてはいるが、省令に様式としての定めはなく、実際には各市町村の定める様式で申告してくださいという案内になっている。それならば、「認定経営革新等支援機関等」の証明欄がない申告様式を定めても良いのでは、と考えた次第である。
質問した議員の真意は、
①「認定経営革新等支援機関等」の証明が必要となれば、個人・零細事業者等は要件を満たしていても手続きが煩雑で申告を諦めてしまうことにならないか、という懸念。
②一方で「徴収猶予」は第３者の証明がなくても、本人の申告のみで延滞金なしの猶予が認められている。新型コロナウイルスの影響で申請（申告）することになったという点では同じであるし、税務課の職員なら帳簿を見て数字の内容（減収）を理解できるだろうから、「認定経営革新等支援機関等」の証明が必要なのか、という疑問。
ということであった。
　これを受けて、⑴の選択肢に「市町村職員による確認」を入れているが、減収分は全額国費補填されるという点において、こうした判断（税務課の職員も可とする）により後日の交付税検査等で「不適切」と指摘を受けて返還などということにならないか心配している。せっかくの機会なので愛知県の市町村課にご意見を伺いたい。
⑵　地方税法では１月３１日までに申告することになっているが、やむを得ない理由があるときはこの限りではないとされている。このことから、１日でも期限を過ぎたら「受付はできない」と拒否することは難しいと考えていた。複数の自治体に事業所をもつ企業の場合、自治体間で対応が異なってはトラブルになると考えたため、各市の方針を伺いたい。
　また、「やむを得ない理由」もどこまでをやむを得ないと認めるのか迷っている。国税庁のホームページでは、期限の個別延長が認められるやむを得ない理由として、「関与税理士や経理担当部署の社員が新型コロナウイルスに感染した」、

「濃厚接触者として認定されたことにより相当期間事業所を閉鎖せざるを得なかった」や、「緊急事態宣言・県内外への移動自粛要請を受けていた」ことなどが例示されている。

しかし、そういった理由では何か月も後まで申告を認められるのかは難しいと考えている。来年１月末前後に愛知県内で再び新型コロナウイルス感染者が増加し、休業や移動自粛の要請を求められるような事態が起きていなければ、期限後申告を何か月も認めるのも適切ではないと考える。ただ、償却資産申告も１月３１日が申告期限になっているとはいえ、実際には５月や６月になってから提出してくる事業所がある。通常の期限後申告は受け付けて課税するのに、今回の軽減申告は受け付けないのかというクレームが来ることも想定されるため、各市の対応をお伺いしたい。

（３）軽減措置の申告が何パーセント程度出てくるかの見込み・根拠については、３月議会で令和３年度当初予算案を上程したとき、影響をどのように見込んで算定したのかを質問される可能性が高い。それに備えて積算根拠を持ち合わせていないといけないが、当初は歳入割れのないよう多めに申告件数を見積り、歳入予算を低く見積もることを考えていた。しかし、国費補填もあり、税収を減らす代わりに特例交付金の予算も増やさないと整合性が取れないので、安全策を取って一方的に低めに見積もることも適当ではないと思い直して、各市の対応をお伺いしたい。

●議長による各市回答状況の説明

（１）ほとんどの市が、①中小企業庁の HP や総務省事務連絡に例示されている業種・団体のみ認める、である。

（２）提出期限については、資料のとおり、原則として認めない市もあれば、納税通知書発送時まで認めるところもあり、様々な状況。

（３）減収見込みについても、（２）と同じく資料のとおり、見込みの仕方は様々である。

●各市より回答についての補足説明

・西尾市から（３）について

回答時は、財政担当課と協議中で詳細について回答ができないとしていたが、今週改めて協議し、交付税の交付団体でもあることから、当初予算に減収分を見込まないこととした。財政担当課には、今回の特別交付金については基準財政収入に加えないと言われているので、交付税にあまり影響はないと説明している。

１月末の段階で額がある程度確定した後、６月もしくは５月臨時会での補正をすることで話を進めている。今後、地方財政計画である程度見込めるような数値

がでてくれば、当初予算に反映させることもある。

●その他

・あま市　→　各市

特例措置の申告様式を償却資産申告案内発送時に同封する予定の市はあるか。

あま市では、１１月に前年度申告のあった事業所に償却資産申告案内発送をしている。申告様式を同封しないと PR 不足を指摘される可能性がある一方で、同封した場合、問い合わせや提出件数も増えると予想されるため迷っている。

現時点で同封する予定のある市　→　無し

●回答に対する質問

・高浜市　→　愛知県

（３）の予算編成に関して、高浜市の回答内容は先ほどの西尾市補足説明と同じである。当初予算では減額を見込まない。

具体的な対応は、申告受付を１月末で締め切り、補正予算対応という予定。このパターンでいくと、住宅ローン控除の所得税還付ができなかった部分を住民税で控除した分が特例交付金で交付されると思うが、今回の軽減措置で国費補填の額が判明する時期はいつなのか。その時期に合わせ補正予算対応できたらと考えているので、分かる範囲でご教示願いたい。

＜愛知県・伊藤課長補佐＞

今回の減収補填は「特別交付金」で行われる。総務省が出している「仮試算」で見ると、「特例交付金等」が１千億円伸びており、この部分が減収補填に充てられるのではないかと想定している。固定資産税・都市計画税軽減措置と生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置拡充分が特別交付金で措置されると聞いているが、現時点ではそこまでしか分からない。地財対策はおおむねクリスマス前後に公表されるので、ぎりぎり当初予算編成に間に合うかどうかだと思う。

●愛知県からのコメント（野々山主任）

市町村課償却資産担当のところへ既にいくつか問い合わせは来ている。今回の各市回答の中に、県に相談票が送られたものも含まれている。手続きや予算編成など対応に苦慮されていることは承知している。いくつかの団体から、

・認定経営革新等支援機関をどこまで認めるか

・申告期限をいつまで延長できるのか

という質問を頂いており、その都度総務省に確認したうえで回答している。

中小企業庁 HP に申告書の様式を掲載すると予告しておきながら、各団体で定めてください、と突如経済産業省が方針を変更したり、提案市からも話があった

ように、申告書様式が規則等で定められていない、認定経営革新等支援機関についても現在法令等で対象が定められていない。だから、こういった質問が出るのではと思う。担当からその都度総務省には確認し、質問市に回答しており、各市への情報提供もできる限り行っている。

例えば、「やむを得ない理由がある場合」の期間延長について、地方税法における災害等による期間延長を考える場合は、新型コロナウイルスの感染拡大・大震災といったことがない限りは、基本的に認められないのではないかという質問も頂いている。「やむを得ない」について、総務省がどこまでを想定しているのか分からない部分がある。中小企業庁で想定しているところと、総務省がそれを受けて答えてもらっているところもある。疑問があれば、担当に遠慮なく質問してほしい。

予算関連では、いつまでに数字（国費補填の額）が固まるのかについては、地方税法の附則によれば令和３年度の３月（令和４年３月）中に交付決定され、交付されることになるが、それ以外のスキームは一切アナウンスされていないため、申請時期、申請様式も今のところ県には示されていない。情報が入り次第提供するので注視していただきたい。本日あった質問事項は担当に伝える。

議題４　平成 30 年度地方税制改正（個人所得課税の見直し）に伴う個人住民税の減免基準の見直しについて（あま市提出）

（あま市趣旨説明）

平成３０年度税制改正で、個人所得課税の大幅な見直しが行われ、いよいよ令和３年度課税から適用されることになった。あま市は、この改正に伴う減免基準の見直しについては、未着手である。税制改正に合わせて減免基準を見直しすべきか判断に迷い、議題として挙げた次第である。

当初、給与や年金は控除が減る分所得が１０万円増えるが、それ以外の事業所得や不動産所得などは変わらないので、見直しする必要はないと考えていた。しかし、税制改正の資料には、住民税の非課税限度額についても１０万円を加算する見直しが行われており、大綱では「この改正に伴って社会保障制度の給付や負担水準に関して、意図しない影響や不利益が生じないような措置を講じなければならない」と記載されていることから、見直した方がよいのではと思い直し各市の状況を伺いたい。

●議長による各市回答状況の説明

ほとんどの市が、令和３年度までに見直し済か見直し予定という回答。

●各市より回答についての補足説明→無し

●回答に対する質問

・岩倉市　→　名古屋市

議題とずれるが、ひとり親控除について、合わせて見直しをするのか？

議題４関係資料として名古屋市市税減免条例（抜すい）を頂いているが、寡婦・寡夫の部分も見直しを予定されているか？

＜名古屋市＞

この場ではすぐに回答できないため、担当に確認し改めて連絡する。

※後日、岩倉市へ電話にて回答

＜回答内容＞

ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに係る部分については、今年度６月定例会に上程し条例改正を行った。また、議題４（個人所得課税の見直しに伴う個人住民税の減免基準の見直し）については、平成３０年度に条例改正を行った。

・岩倉市　→　各市

各市においても、寡婦・寡夫の部分も見直しを予定している市はあるか？

→各市から回答無し

●あま市から追加の質問

１　減免基準の所得基準について、見直し済の市は１０万円引き上げということだが、見直す予定の市で、１０万円以上を考えているところはあるか？

・現段階で１０万円以上引き上げを考えている市　→　無し

２　あま市では、低所得者以外に台風・大雨など災害減免での基準も規則に設けている。国の通知；平成１２年４月１日付け自治税企第１２号「災害被害者に対する地方税の減免措置等について（通知）」に示されている、合計所得金額５００万円以下、７５０万円以下、７５０万円を超えるときという３つの所得基準に合わせて設定している。

国から、この基準を変えるという情報をまだ入手していないので、この部分は見直しを先送りしようと考えているが、災害時の減免規定を設けている市で前述の基準について改正を考えているところはあるか？

・現段階で改正を考えている市　→　無し

●再び回答に対する質問

・東海市　→　各市へ

個人所得の減免に関して、前年度所得２００万円で今年度２分の１になった場合に減免する規定を設けている。今回１０万円引き上げるかどうか検討しているが、そもそもの２００万円という根拠がなく、それ故に単純に１０万円引き上げという議論を課内でしている。「２００万円」など前年所得の根拠や基準を設けている市はあるか？

→設けているかいないか、この場で把握している市　→　無し

●愛知県からのコメント（伊藤課長補佐）

あま市からの要旨にあったように、「一部利益を受けられるはずの方が受けられなくなる可能性がある」というのは大きな要素だと「個人的に」思う。見直しを見送るところは、特に議会への説明に留意していただきたい（個人的に）。

（５）その他　【名古屋市から東海都市税務協議会について報告】

（名古屋市税務部　木村主幹）

市議会の開催中で都合がつかなくなった後藤税制課長の代理で出席した。東海都市税務協議会の活動状況に関して説明させて頂く。

＜協議会の概要＞

全国市長会の組織の一つとして全国都市税務協議会があり、その構成組織という位置づけである。東海４県（愛知、岐阜、静岡、三重）内の各市で構成されている。

主な活動として、税制改正に関する要望を取りまとめ、総務省に対して要望活動を行っている。現在、名古屋市が愛知県の幹事市及び協議会の代表幹事として事務局を担当・運営している。

＜今年度の活動報告＞

４月半ばに各市へ税制改正に関する要望事項の照会を行った。

例年なら幹事会議という形で、東海４県の都市で幹事会（開催場所は各幹事市の持ち回り）を行っているが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため方法を変更した。７月に書面で幹事会を開催。要望事項決定後、要望書を直接総務省に届けず郵送した。（※あて先は、総務省自治税務局長、税務担当審議官、企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長、企画課税務企画官　の７名）

取りまとめた要望事項については手元に配布している資料（各市へ８月末に郵送したもの）のとおりである。

・各市からの質問等　→　無し

（５）その他（名古屋市の報告以後）

①あま市（情報交換として）

９月２９日付けで愛知県税務課から、「個人県民税に係る条例指定寄附金の個別指定制度の創設に伴う対応について（依頼）」が届いている。現在、条例指定寄付金は、あま市は愛知県と同じ基準で「県内に主たる事務所等がある団体」を控除の対象団体としている。

今回の、申請による個別指定分は令和４年度からの適用だったと思うが、現時点での予定で構わないので、個別指定分も愛知県と同じく規則改正を行って認定する市があれば教えていただきたい。

＜認定する予定の市＞事務局読み上げ順

豊橋、岡崎、津島、蒲郡、常滑、犬山、碧南、東海、江南、岩倉、知多、田原

②知多市（愛知県への要望）

税政グループに電話で照会すると相談票の提出を求められるが、それに対する税政グループからの回答は、電話（口頭）である。今後、文書による回答をお願いしたい。

③岡崎市（※事前に連絡あり）

議題１の（４）に関連して、混雑緩和策として「市申」の郵送提出を勧奨していくことになると思うが、郵送料を「受取人払い（市が負担）」にする市はあるか。

＜受取人払いにする市＞事務局読み上げ順

一宮、豊川、碧南、刈谷、安城、犬山、江南、小牧、新城、知多、知立、みよし、日進、北名古屋、清州、尾張旭、瀬戸

（岡崎市から）各市、郵送時の書式を１部ご恵与いただきたい。

⑷ 次年度当番市　　高浜市

⑸ 閉　　会　　市長会事務局　財政係長　渡辺　加奈子